

本庄市告示第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により本庄都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7年 3月 25日

本庄市長 吉 田 信



1 都市計画の種類

種類 本庄都市計画用途地域

2 都市計画を変更した土地の区域

本庄市栗崎字東谷、字前田、字欠田及び字前河原の一部並びに北堀字前山の一部

3 縦覧期間

令和7年3月25日以後常時備え置く。

（ただし、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）に規定する本市の休日を除く。）

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）